

きっかわ法律事務所「名古屋企業法務研究会」第1回開催のご報告

平成26年4月21日

きっかわ法律事務所 東京事務所

1. 弊所が主催させていただきました、第1回名古屋企業法務研究会は、4月18日午後4時より10社11名の皆様のご参加を賜り、盛況のうちに終わることができました。ご多忙の折、ご参加くださり誠にありがとうございました。

2. 講義内容

(1) 林秀弥教授「今後の流通・取引慣行ガイドラインの在り方に向けた現状と課題」
(約90分)

公正取引委員会の「流通・取引慣行ガイドライン」が、平成3年の制定当時から取引市場が大きく変化（流通業者の大規模化・インターネット取引の普及など）したにもかかわらず、改訂がないことへの問題意識を踏まえた講義を頂きました。研究の最先端の問題を扱いながら、非常にわかりやすい講義でした。林教授、ありがとうございました。

(2) 村田恭介弁護士「下請法の執行状況と留意点について」(30分)

独禁法・下請法事例を多く取り扱っております弊所村田弁護士から、下請法がいわゆる「講習会テキスト」中心に運用されている独特の、そして、あくまで「下請業者の利益保護」をコアとする法律であることを踏まえた法務担当者の取り組み方について解説を行いました。

その後、担当者様からお一人様ずつ自己紹介をいただき、閉会となりました。いただきましたご提言については、次回以降の運営に反映させていただきます。

3. 次回研究会について

第2回名古屋企業法務研究会は、5月16日(金)16時より、第1回と同じ名古屋大学法学部第1会議室にて開催いたします。

テーマは、「問題社員への対処法」、講師はきっかわ法律事務所野村亮輔弁護士が担当いたします。研究会後、本山方面に移動して懇親会を予定しております。

ふるってご参加ください。

文責 野村